

【論文】

ウクライナ戦争での新機軸の取り込み
—日本陸軍臨時軍事調査委員の視点からの考察—

岩上 隆安

はじめに

ウクライナ戦争では、従前には注目されてこなかった新機軸が活用されている。そこでは例えば、ロシアがサイバー戦によってウクライナ国内の通信を途絶させたり、インターネットを閲覧不可能にしたり、新手の情報戦を展開したりしている。また、戦場は無人機に加え衛星により、可視化が進んでいるうえに、そこでは民間軍事会社（PMC: private military company）が活用されている。今後はそれらに係る科学技術開発が進み、運用も実地での成果を受けてさらに変化することが予期される。しかも、グローバル化した現在ではウクライナでの事象は世界的に情報共有される可能性がある。つまり、日本の国防の将来を考えると、ウクライナ戦争での新機軸は他国のものとして切り捨てられない。では、日本は他国の戦争での新機軸を如何に国防に取り込むのか。本稿では、現在進行中であるウクライナ戦争での新機軸を今後の日本に如何に反映させるかについて、第一次世界大戦を受けた日本陸軍の取り組みを通じて考察する。

2009（平成21）年に基盤的防衛力構想から決別した日本は、官邸主導の下、有識者会議を経て2013（平成25）年に、国家安全保障戦略を策定し、次いで2022（令和4）年にはそれを改定した。これに対して日本の戦略策定プロセスはある程度固まったとの評価がある一方、一部には同会議の設置期間の短さへの批判もある。つまり、現行の戦略策定要領も完全というわけではない。カメレオンさながらに特性が変化する戦争¹から「次なる戦争」を見出し、それに備えるには、平素から如何なる努力が必要なのか。

翻って、総力戦となった第一次世界大戦から日本陸軍の変革の資を得るために設立された臨時軍事調査委員は、諸兵科、各部の要員が長期にわたり同戦争について情報収集を行い各種研究を発表したことで、それら成果が戦間期の国

¹ カール・フォン・クラウゼヴィッツ『縮訳版 戦争論』加藤秀治郎訳、日本経済新聞出版、2020年、63頁。

防体制変革の基調となった。他方、当時新機軸として高く評価された宣伝は、その後細部が研究されなかったため実地での適応は困難を極めた。日本、特に自衛隊は日本陸軍の宣伝の活用事例を「次なる戦争」の準備に活用できないだろうか。

ウクライナ戦争に係る研究は日本で逐次発表されているが、それらは同戦争の特性を扱っており、新機軸の取り込みは扱っていない²。また、日本陸軍の戦間期における新機軸の取り込みは、黒沢文貴軍事史学会会長、瀨瀬厚山大学副学長が研究しているが、総力戦体制に係る研究が主であり宣伝を主対象としていない³。さらに日本陸軍における宣伝政策は、藤田俊北九州市立大学准教授が研究しているが、戦間期の研究が主であり、大東亜戦争期は焦点としていない⁴。

よって、ここではウクライナ戦争での新機軸の日本の国防への取り込みについて、臨時軍事調査委員による宣伝の取り扱いから示唆を得て考察する。このため、ここではまず同戦争に見られる新機軸と冷戦終結以後の日本の安全保障戦略策定要領を概観したうえで、第一次世界大戦後の日本の新機軸の取り込み要領について日本陸軍の宣伝を中心に検討する。次いで、当時の要領から「次なる戦争」の準備について示唆を得たい。本論は、先行研究のないウクライナ戦争での新機軸の取り込みを、喫緊の検討課題と位置づけて、そのあり方に関して大東亜戦争を含めた日本陸軍の宣伝の取り込みを焦点として、臨時軍事調査委員の業務実施要領、宣伝戦構想の担当者であった藤原岩市少佐（43期：階級は当時。以下同じ。）や桑原長少佐（43期）の回想録などの1次資料、さらには宣伝戦に係る近年の研究から示唆を得て考察したところに意義がある。

I ウクライナ戦争での新機軸と冷戦終結以降の日本の防衛政策の見直し

1 ウクライナ戦争での新機軸

² 令和5年8月14日現在、日本で出版されているウクライナ戦争に関する研究書籍等は848件にのぼる。それらは例えば、浅田正彦、玉田大『ウクライナ戦争をめぐる国際法と国際政治経済』東信堂、2023年2月；池内恵ら『ウクライナ戦争と世界のゆくえ』東京大学出版会、2022年；小泉悠『ウクライナ戦争』ちくま新書、2022年；高橋杉雄ら『ウクライナ戦争はなぜ終わらないのか：デジタル時代の総力戦』文春新書、2023年；鶴岡路人『欧州戦争としてのウクライナ侵攻』新潮選書、2023年；秦郁彦『ウクライナ戦争の軍事分析』新潮新書、2023年；東大作『ウクライナ戦争をどう終わらせるか：「和平調停」の限界と可能性』岩波新書、2023年；宮脇昇ら『ウクライナ侵攻はなぜ起きたのか：国際政治学の観点から』早稲田大学出版部、2023年。

³ 黒沢文貴『大戦間期の日本陸軍』みすず書房、2000年；瀨瀬厚『総力戦体制研究：日本陸軍の国家総動員構想』社会評論社、2010年。

⁴ 藤田俊『戦間期日本陸軍の宣伝政策：民間・大衆にどう対峙したか』芙蓉書房出版、2021年、18頁。

ロシアが2022年2月24日、特別軍事作戦として開始した戦争では従前の武力戦では強調された来なかった手法や科学技術が活用されている。その実態は戦争が現在遂行中なので、疑問があることは否めないが、現地での新機軸活用の実相を具体的に発想するために、ここでは主として西側のシンクタンクで取り上げられている事象を紹介する。

(1) サイバー戦

ウクライナ戦争に際して、ロシアは遅くとも2021年3月からはウクライナの発電所や通信施設に対するサイバー偵察やバックドアの設定などを行っていたようである。現にこの頃からウクライナ官公庁や民間企業のウェブサイトに対するDDos (denial of service) 攻撃やその改竄が発生し、ウィスパーゲート (Whisper Gate) というハードドライブのデータを消去するマルウェアがラトビア、リトアニアだけでなくウクライナ政府と金融システムに侵入した。但し、これにはウクライナが西側のサイバー・セキュリティ支援を受けて有効に対処したため大被害には至らなかった⁵。

侵攻開始後にはロシアはウクライナのウェブサイトに対してのDDos攻撃や改竄の規模を拡大した。それらはサイバーによる破壊行為や虚偽報道合戦の様相を帯びた⁶。また、ロシアは侵攻開始直前に米国の衛星システムであるパイアサットを攻撃し、複数の官公庁、民間企業の通信を途絶させた。この影響はウクライナだけでなく、ドイツの何千もの風力発電装置の停止をはじめ欧州中部まで広がった⁷。

(2) 情報戦

ロシア軍指導部は、侵攻初日にウクライナ軍の複数の将官に対して、また匿名の何者かはウクライナ軍の大佐級の軍人や高官に対して、「ロシアはウクライナに危害を加えない、よって速やかに投降すべき」旨の個別メッセージを發した⁸。また、プーチン大統領も翌日、ウクライナ軍将兵に対し抵抗しないよう公式に呼びかけた⁹。また、ロシアは2022年3月4日にはFacebookとTwitterへのアクセスを全面的にブロックしてその閲覧を阻止し、同年3月5日にはポーランド外務省が資金提供している放送局であるBelsatによるロシア語サイト“Wot Tak”も閲覧不能にした。さらに、同国は、ロシア軍に不利

⁵ Marcus Willett, "The Cyber Dimension of the Russia-Ukraine War," *Survival* Vol. 64, No.5(Sweden: IISS, October-November 2022), p. 11.

⁶ 同上。

⁷ 同上、pp. 11- 14.

⁸ Mykhaylo Zabrodskyi et al., "Preliminary Lessons in Conventional Warfighting from Russian's Invasion of Ukraine: February-July 2022," (UK: RUSI, 2022), p. 25.

⁹ 同上。

益になる情報発信した者へ最大 15 年の懲役刑を創設した¹⁰。ロシアはこのように実際に生じた事象のうち、彼の都合の良い事象のみを切り取ったり、彼の信じる一面のみを誇張したりしてナラティブを創り出す情報戦を展開している¹¹。

(3) 宇宙戦

米国政府は 2021 年秋以降、ロシアのウクライナ侵攻の可能性は高いと見て外交活動を展開した¹²。その 1 つが商業衛星の映像を公開することであった。そこには 2014 年のロシアのクリミア侵攻以降に設営された同地及びウクライナ国境沿いにロシア軍基地への部隊集結が写っていた。その報道がきっかけとなり、西側の政権だけでなく軍事専門家は警戒を強め出した¹³。

2022 年 2 月になると、米国 MAXAR テクノロジー社の高解像度の衛星画像が、ロシア軍のベラルーシとウクライナ国境沿いに部隊集中の状況を捉えた。また同 21 日には、国境線から 15km 程度離れた森林や農地でのロシア軍部隊の更なる増加だけでなく、近傍の飛行場への戦闘機や攻撃ヘリコプターの集結を確認した¹⁴。

米国は宇宙への対応が重要との認識で 2019 年 12 月 20 日に、米国宇宙軍 (USSF: the United States Space Force) を第 6 番目の軍種とした。同軍は 2020 年度の国防権限法の規定により、空軍省の宇宙作戦部長 (Chief of space operations) 下に組織された¹⁵。その任務は統合、またはコアリッションでの地球規模の宇宙作戦を行うための編成、訓練、装備化や人材育成であり、中將が指揮する地上司令部と大佐と佐官級が指揮する部隊からなる¹⁶。ロシアも宇宙戦能力の増強を図っており、それはロシア連邦対外情報庁 (SVR)、同保安庁 (FSB) やロシア連邦軍参謀本部情報総局 (GRU) といった組織の改編につながる可能性が指摘されている¹⁷。

¹⁰ Monika Ślufińska, "The Russia-Ukraine War: Two Strategies of Communication?" *Information Security Policy* (Kraków, Poland: 2022), p. 74; 小泉悠ら『偽情報戦争』176 頁。

¹¹ 佐々木孝博「ロシア情報戦は『認知領域』を標的に」『外交』Vol. 80, Jul./ Aug. 2023, 24 頁。

¹² Alezandros Kolivos, "Commercial Satellites in Crisis and War: The Case of the Russian-Ukrainian Conflict," *OCCASIONAL PAPER*, No.3(Greece: Hellenic Air Force Academy, 2022), p. 6.

¹³ 同上、p. 6.

¹⁴ 同上、p. 5.

¹⁵ Congressional Research Service (以下、「CRS」という。)," Defense Primer: The United States Space Force," updated March 15, 2023, p. 1.

¹⁶ 同上、pp. 1-2.

¹⁷ Seth G. Jones, *IN THE SHADOW OF UKRAINE: RUSSIAN CONCEPTS OF FUTURE WAR AND FORCE DESIGN* (Washington D.C.: CSIS, 2023), p. 12.

(4) 民間軍事会社

ロシアは従前民間軍事会社を非公式の外交手段と活用してきた¹⁸。PMCは冷戦終結に伴って超大国の後ろ盾を無くした国家や地域の治安が揺らぎ、かつ軍縮に伴う失業軍人が増加したところ、グローバリゼーションによって天然資源を採掘する多国籍企業の安全確保のために活用され始めた¹⁹。ロシアには複数のPMCがあり、それはワグネル(Wagner)のほか、RSB, MAR, Shchit, Moranなど37社にも上るとの調査もある²⁰。

ワグネルは2014年春にドミトリー・ウトキン(Domitry Utkin)退役中佐によって設立されたとされている。彼は当時モラン所属であったが、前職ではロシアの情報機関(GRU)の第2特別偵察旅団に所属し、シリアでのPMC隊長でもあった。彼は2017年に、エフゲニー・プリゴジン(Evgeny Prigozhin)が経営する宅配企業コンコルドの幹部になってワグネル創設の立役者となった²¹。

ワグネル(Wagner)はロシア軍の初期作戦が進捗しなくなった2022年中ごろから著名になってきた。彼らは当初比較的訓練された小規模な人員でロシア軍を支援していたとされている。ロシア軍の作戦進展が停滞し出すとワグネルは支援の規模を拡大し、特にバフムトでの奪取を目指した²²。この間、プリゴジンは減刑の約束とともに、ロシア国内の受刑者を雇用して戦場で戦わせた²³。彼らはまた、砲撃の代わりに受刑者がウクライナ軍に無差別突撃する“人波(human wave)”戦術でウクライナ軍に多数の犠牲を強いた後に精鋭部隊が攻撃して陣地を奪取するよう部隊を運用した²⁴。プリゴジンはその後、軍との関係を悪化させて反乱を起こしたが、その反乱は短期間で収束した²⁵。但し、ワグネルの帰趨は流動的、かつ不確定な部分が多い²⁶。

¹⁸ CRS, "Russia's Wagner Private Military Company (PMC)," March 13, 2023, p. 1.

¹⁹ Çağla Mavruk, Ali Gök, "Armies of War Without Uniforms: Mercenaries and Private Military Companies in Russia's Interventions in Syria and Ukraine," *Journal of Economics and Administrative Sciences* 24(2) (Turkey: Sivas Cumhuriyet Üniversitesi, 2023), p. 295.

²⁰ Andreas Heinemann-Grüder, "Russia's State-Sponsored Killers: The Wagner Group," *RUSSIAN ANALYTICAL DIGEST* No. 290, 22 December 2022, p. 2.

²¹ 同上、p. 2.

²² CRS, "Russia's Wagner Private Military Company (PMC)," p. 2.

²³ 同上。

²⁴ 同上。

²⁵ CRS, "Russia's Wagner Private Military Company (PMC)," updated August 1 2023, p. 2.

²⁶ 同上。

2 冷戦終結以後の日本の防衛政策の見直し

日本では1976（昭和51）年に導入された「基盤的防衛力構想」が冷戦終結以降も継続されてきた。千々和泰明防衛省防衛研究所主任研究官によれば、それは「脅威に対抗してこちらの防衛力をどこまでも大きくするのではなく、普段は防衛に必要な各種の機能を保持してその機能的・地理的均衡を図っておき、それが限定的かつ小規模の侵略に日本独力で対処できる程度の防衛力」であり、日本に対する脅威に応じて日本の防衛力を定めていくとする「所要防衛力構想」とは異なるものである²⁷。但し9・11以降、テロリズムや大規模災害といった新たな脅威への対応や国際平和協力活動への積極的な取り組みが必要となったことから、平成23年度以降に係る防衛計画の大綱では今後は基盤的防衛力構想によることなくとされたことで同構想は終焉した²⁸。

彼によれば、同構想が冷戦終結以降も新たな防衛構想が策定されることなく存続したのは、同構想を放棄することに対する懸念が強かった一方で、それは政治的、技術的に困難であったからである²⁹。つまり、日本は時代の転換期においても政治的にはともかく防衛構想を変更する技術的努力も十分ではなかった可能性がある。以下でその努力を概観するため、直近の安全保障戦略策定に際する有識者会合から日本の戦略策定の概要を述べる。

(1) 安全保障と防衛力に関する懇談会

本懇談会は、平成30年8月27日付の内閣総理大臣決裁文書に基づき、我が国の安全保障環境が当時の大綱が想定していたよりも格段に速いスピードで変化しているとの認識の下設置された³⁰。構成員は三村明夫新日鉄住金名誉会長を座長とする9名であり、内訳は大学教授、元自衛官、元防衛官僚、元外交官、などであった。平成30年8月29日から同年12月11日までの間で7回開催された³¹。

この間、議論は第2回では外務省と防衛省からの提出資料に係る議論、第3回では内閣官房からの提出資料に係る議論と委員からの提出資料に係る議論、第4回では大綱に係る議論、第5回では内閣官房からの提出資料に係る議論と委員からの提出資料に係る議論、第6、7回では大綱に係る議論があった。

²⁷ 千々和泰明『安全保障と防衛力の戦後史 1971～2010：「基盤的防衛力構想」の時代』千倉書房、2021年、iv頁。

²⁸ 「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」安全保障会議決定、閣議決定、平成22年12月17日、6頁。

²⁹ 千々和『安全保障と防衛力の戦後史 1971～2010』255頁。

³⁰ 首相官邸，“安全保障と防衛力に関する懇談会，” 5.8.3 アクセス，https://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzen_bouei2/kaisai.html.

³¹ 同上。

構成員からのプレゼンはあったものの、2010年までの同懇談会とは異なり、報告書が作成されることはなかった³²。

(2) 国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議

本有識者会議は令和4年9月22日付の内閣総理大臣決裁文書に基づき、我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を乗り切るためには我が国の持てる力、すなわち経済力を含めた国力を総合し、あらゆる政策手段を組み合わせ対応していくことが重要との認識の下で設置された。構成員は佐々江賢一郎国際問題研究所理事長ら10名であった。内訳は大学教授、元外交官、元防衛官僚、実業家、ジャーナリストであり、会議は令和4年9月30日から同年11月21日までの間に4回開催された³³。この間、議論は第1回で内閣官房安全保障局からの提出資料に係る議論、第2回で防衛省、財務省、国土交通省からの提出資料に係る議論のほか、委員提出資料に係る議論、第3回で議論の整理、内閣官房と財務省からの提出資料に係る議論が行われた。報告書の策定は第4回目の会議で行われた³⁴。

両者は内閣総理大臣決裁文書に基づき有識者によって構成されて安全保障戦略に係る事項について4半期にわたり複数回意見交換をしている。そしてその後、国家安全保障戦略が策定されていることから、政府は両者を同戦略策定における必要なプロセスと捉えていると言えるだろう。小熊真也防衛省防衛研究所研究員は、日本の戦略策定はある程度定められたものになる可能性を指摘した³⁵。

他方、井形彬東京大学先端科学技術研究センター特任講師は懇談会の有識者はほとんど外交・安全保障の専門家で憲法や平和研究、あるいは新聞社やNGO出身の専門家が少なく、また開催期間が短い旨を指摘している³⁶。さらに各省庁作成の資料を基に議論することが主となっており、それら資料を独自に調査、検証する機能は委員の専門性に限定されている。

II 日本陸軍臨時軍事調査委員と宣伝への反映

1 臨時軍事調査委員の設立とその編成及び業務実施要領

³² 同上。

³³ 小熊真也「日本の安全保障政策決定における官邸主導：第一次安倍政権以降の展開」『安全保障戦略研究』第3巻第2号、2023年、200頁。

³⁴ 内閣官房, “国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議,” 5.8.3 アクセス, https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/boueiryoku_kaigi/index.html.

³⁵ 小熊「日本の安全保障政策決定における官邸主導」205頁。

³⁶ 井形彬「「国家安全保障戦略」の作成過程：第2次安倍政権下の3つの懇談会」『国際安全保障』第42巻第4号、2015年、8-9頁。

臨時軍事調査委員は1915（大正4）年12月28日に、総力戦となった第一次世界大戦に関する諸調査と戦略戦術に関する諸研究を行い軍の改善に資する目的で陸軍省内に定員外の組織として設置された³⁷。編成は当初少将1名、佐尉官やそれに相当する官26名及び文官14名の計41名であったが、業務量増大に伴い1919（大正8）年には定員は46名に増加した³⁸。解散までに勤務した将校は合計122名である。各委員は委員長の下で3コ課8コ班に区分され各種調査や研究に当たった³⁹。その際、彼らは意見完成期日予定表を作成して、計画的に調査研究に当たった⁴⁰。

各委員はまた、陸軍省軍務局長の電報を受けて各国駐在武官が報告してきた資料を分析したり、習志野、静岡、名古屋といった捕虜収容所で各国から送られてくる新聞や雑誌を収集したり、4か月から1年間欧州や米国といった海外に出張して現地を確認したりして各種調査を行った⁴¹。

調査結果は委員の中で再検討の上、陸軍大臣や教育総監に報告されるとともに、1916（大正5）年3月1日以降はそれを概ね月で取り纏めて「臨時調査委員月報（以下、「月報」という。）」として発表された⁴²。これは1922（大正11）1月までの間に計69号まで発刊された。後述する「國家總動員に関する意見」はこれらとともに発表された⁴³。また、「月報」に記載するまでもないが参考になる資料は『偕行社記事』用資料として同社に送付された。さらに捕虜収容所の情報で、海軍に関連するものは海軍軍事調査会にも配布された⁴⁴。加えて、翌年からは「月報」の摘録として年1回「年報」も発表された。臨時軍事調査委員は1917（大正7）1月に、欧州の交戦国の陸軍の兵力、損耗、戦費、兵器の概況や戦況一般を取り纏めて「歐洲交戦諸国ノ陸軍ニ就テ」⁴⁵を発表して貴族院、衆議院に配布するとともに、同年6月にはそれを増刷して部内外に発信した⁴⁶。

臨時軍事調査委員はその後、月報は発表するもそれらが陸軍省内、各学校や

³⁷ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C03025405000、「業務顛末書提出の件」（防衛省防衛研究所、以下の場合には同研究所のため省略する。但し、異なる場合は別途追記する。）、6画像目。

³⁸ 同上、9、10画像目。

³⁹ 同上、9画像目。

⁴⁰ 同上、57、58画像目。

⁴¹ 同上、91、92画像目。

⁴² 瀨瀬厚「臨時軍事調査委員会の業務内容：『月報』を中心にして」『政治経済史学』174巻、1980年11月、47-48頁。

⁴³ JACAR: C03025405000、159-171画像目。

⁴⁴ 同上、21画像目。

⁴⁵ 太政官「単行書・陸乙八八・参戦諸国の陸軍に就て（第五版）」陸軍省、大正8年（国立公文書館デジタルアーカイブ）。

⁴⁶ JACAR: C03025405000、21-22画像目。

部隊では将校が多忙のため熟読されない現状を慮り、省内では毎週1回、その他は随時委員を派遣して講演を行い成果の周知に努めた。講演の回数は、省内のものを除き225回を数えた⁴⁷。また、同委員は1915(大正5)11月に、教育に関する教訓である『歐洲戦ト列強ノ青年』を皇太子殿下や伏見宮をはじめとする宮家に計17部を奉呈したり、翌月にはそれを1,000部印刷の上中等以上の学校に配布するよう文部次官に送付したり、1916(大正6)年11月には戦況図や各種統計を作成して文部省の展覧会に出品したりした⁴⁸。

この間、臨時軍事調査委員は、軍事行政上特に必要な事項は月報によらずその都度陸軍大臣や教育総監に報告するとともに、1917(大正7)年12月には、制度、編制、装備、教育、動員や外交と軍事の関係など12項目に関して引き続き情報収集し、日本の保持すべき兵力を策定し、それを目標として如何に国力を充実させるのかを考察したうえで、10年後を念頭にそれらの運用の根本方針を研究した⁴⁹。それを受け臨時軍事調査委員は、「物質的國防要素充實ニ関スル意見」、「歐洲戦ノ経験ニ基ク戦術ノ趨勢」、「情報蒐集機関ニ就テ」など月報以外に66冊の書籍を刊行した⁵⁰。また、同委員は、陸軍省、各部からの制度、編制、典範令などに関する臨機の質問にも文書で回答し、その数は「各兵種ノ戦時使用スヘキ主要兵器ニ對スル意見」、「世界戦争ノ終局ニ對スル觀察」や『統帥綱領』『歩兵操典』等の典範令改正意見を含めて65件に上った⁵¹。

2 臨時軍事調査委員での宣伝の強調とじ後の実行

臨時軍事調査委員は1920(大正9)年5月、先述のとおり第一次世界大戦を調査、研究する中で「國家總動員に關する意見」を取り纏めた⁵²。そこでは、総動員すべき一つに国民の精神を挙げ、その意義について「國家總動員の根源にして各種有形的動員の全局に亘り、(中略)全局を支配すべきもの」と高く位置づけ、その動員を行うための宣伝機関設置の必要性に言及した⁵³。但し、陸軍大臣や教育総監に提出した意見や発行された書籍の中で宣伝に特化したものはなく、一部で先の「國家總動員に關する意見」の中で宣伝機関の必要

⁴⁷ 同上、22-23画像目。

⁴⁸ JACAR: C03024703900、「各皇族へ(欧州戦争と列国の青年)奉呈の件」； JACAR: C03024717000、「歐洲戦争と列強の青年配布の件」。

⁴⁹ JACAR: C03025405000、27-28画像目。

⁵⁰ 同上、166-172画像目。

⁵¹ 同上、177-183画像目。

⁵² 黒沢文貴「大戦間期の日本陸軍」慶應義塾大学博士論文、1997年、25-40頁(国立国会図書館デジタルコレクション)。

⁵³ 臨時軍事調査委員「國家總動員に關する意見」陸軍省、大正9年、7,8頁(国立国会図書館デジタルコレクション)。

性は述べられたものの、その細部は、「別に研究する所あるべきを以って茲には之が詳説を省く」と具体化は先送りされていた⁵⁴。

他方、日本陸軍の宣伝は1919（大正8）年1月6日に、民間に対する軍事宣伝として臨時軍事委員の秦眞次中佐（12期。階級は当時で、以下同じ。）が大臣官房御用掛として新聞係を命ぜられたことが契機となった⁵⁵。彼は当初は業務の準拠がなかったことから、田中義一陸軍大臣の指導を得ながら新聞、雑誌等の内容の大臣等への報告、陸軍に係る新聞記事の起案、軍事思想の広報や外国電報の通読などを行った⁵⁶。じ後新聞記者対応の機会増加とともにそれらの業務量は増大して係での実施が困難になったことから、同係は同年5月には臨時軍事調査委員長村岡長太郎少将（5期）を新聞係監督とし、同じく香椎浩平中佐（12期）を新聞係兼務としたことで新聞班として再編された。その後同班は1922（大正11）年3月に作戦資材整備会議、1926（大正15）年10月に軍事調査委員、1933（昭和8）年12月に軍事調査部の下に編入され、さらに1939（昭和14）年には情報部と改称された⁵⁷。以下にその後の推移について、典範令の研究開発、対内宣伝及び対外宣伝に区分して概観する。

（1）典範令の研究開発と体制の整備

陸軍参謀本部は1925（大正14）年12月21日、国家に脅威を与える思想を持つ勢力の拡大に鑑み、国家保安に関する諜報並びに諜報宣伝に関する研究を徹底することを決定し、陸軍省に通知した⁵⁸。そしてその成果が1928（昭和3）年2月、「諜報宣伝勤務指針」である。これが陸軍の宣伝に係る典範令の端緒と言える。そこで宣伝は、「平戦両時ノ何レヲ問ワス内外各方面ニ対シ我ニ有利ナル形勢、雰囲気ヲ醸生（ママ）セシムル目的ヲ以テ特ニ相手ヲ感動セシムヘキ方法、手段ニ依リ適切ナル時期ヲ選ヒテ其事実（傍点は筆者。）ヲ所要ノ範圍ニ宣明伝布スル」として定義されたうえで、「一種ノ戦争手段ニシテ戦時ハ勿論平時ニ於テモ戦争及其準備ノ遂行上重要欠クヘカラサル」として戦時に限らず、平時から国家として不可欠な機能と位置づけられた⁵⁹。

日本陸軍は1934（昭和9）年に作成された『国防の本義と其強化の提唱』、

⁵⁴ 同上、46頁。

⁵⁵ JACAR: C03025405000、32画像目。

⁵⁶ 同上、32・34画像目。

⁵⁷ 同上、65、66画像目； JACAR: C13070776600、「軍事調査委員／新聞班」、1画像目； C13070774300、「軍事調査部／新聞班」、1画像目； JACAR: C01005101200「陸軍省処務規程改正事項」、3画像目。

⁵⁸ JACAR: C03022737700、「保定情報等に関する件」。

⁵⁹ 陸軍中野学校校友会『諜報宣伝勤務指針』昭和3年2月、30頁（防衛省防衛研究所所蔵）。

いわゆる陸軍パンフレットで「思想宣伝戦は刃に血塗らずして対手を圧倒し、國家を崩壊し、敵軍を壊滅せしむる戦争方式である」として宣伝戦を武力戦に匹敵するものとしての宣伝の有用性を強調した。また、昭和12(1937)年には日本陸軍は支那事変勃発以降高まる諸外国の日本への警戒意識に対応するため、武力戦だけでなく防諜と諜報、謀略と宣伝との有機的連携の必要を認識して、陸軍省兵部局下の防衛課とともに参謀本部内に宣伝・謀略を担当する第八課を新設し、それらを担わせた⁶⁰。この頃、参謀本部内では一部の参謀将校、例えば高嶋辰彦中佐(30期)が昭和13(1938)年12月に『皇戦』を、多田督知少佐(36期)が翌年6月に『日本戦争学』をそれぞれ発表する中で日本の理念を国民又は対外的に宣布する思想戦の必要を説いていた⁶¹。さらに1940(昭和15)年2月には、宣伝の実施要領を『作戦要務令』第3部第8編「宣伝の実施及び防衛」に規定され、そこでは宣伝目標を敵及び敵側住民の交戦意志の破砕、敵の欺騙や戦地住民の共鳴によって作戦遂行に有利な情勢を作為することと定められてその方向性が具体化された⁶²。そして翌年1月24日には山下視察団(長:山下奉文中将)がドイツの宣伝部隊を視察するなど、その実効性の向上を図った⁶³。

大本営政府連絡会議が昭和15(1940)年7月27日に決定した「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要綱」を受けて第八課では、対米英蘭戦争に備え情報収集に努めるほか、南方地域(仏印、マレー、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ビルマ(当時。以下、同じ。))における対敵、対住民宣伝資料の研究施策が極秘裏に進められることとなった⁶⁴。その施策は、当初後のF機関長となる藤原岩市少佐が担当したが、同年9月末に彼が転出すると後任の桑原少佐はその考えをさらに具体化させた。

桑原少佐は、日本が明治維新以降の富国強兵策をとった結果で、アジアに悲劇が起ったと考えていた。それは朝鮮併合、満州国建国はどう説明するにせよ、彼には侵略としか考えられなかったからである⁶⁵。そこで彼は世界をイデ

⁶⁰ 山本武利『陸軍中野学校 「秘密工作員」養成機関の実像』筑摩選書、2017年、35頁。

⁶¹ 高嶋辰彦『皇戦 皇道総力戦世界維新理念』戦争文化研究所、昭和13年、175-179頁；多田督知『日本戦争学』高陽書院、昭和14年、526-531頁。

⁶² 『作戦要務令第三部 昭和15年5月6日』一二三館、昭和15年、133頁(陸上自衛隊富士学校所蔵)。

⁶³ JACAR: C15120145200、「山下視察団報告 I (1)」49画像目。

⁶⁴ 藤原岩市『留魂録』振学出版、昭和61年、45頁。

⁶⁵ 桑原長「一武人の波瀾の生涯 一燃えた情熱と戦後の反省」桑原文子、平成8年、105-107頁。

オロギーによって個人主義・自由主義と共産主義、全体主義の3つに区分したうえで、それらは結局覇道主義であるとみなした。そこで彼はそれらによらない日本独自の思想である「皇道」こそが「世界正義であり、之が宣布こそ世界平和招来の絶対要件」との着想を得た⁶⁶。そして現状を改めるためには彼は「お互い日本人の心の革命こそ凡ての根基」、つまり日本人の「思想革命」こそが日本に必要との認識に至った⁶⁷。そこで彼は日本思想戦の樹立を構想し、その根基を「正而強」、またその本義を「日本人一人一人が正義を体得し、之を時処に応じて具現すること」と定めた⁶⁸。

彼は軍の担任する戦争手段は、武力戦、思想戦、経済戦、政治（外交）戦等各種の方途のうち、武力戦と思想戦を主と考えていた⁶⁹。そして、思想戦はまた武力戦とは別の体系としてそれ自体でも大きな威力を発揮するとともに、武力戦に付随して作戦の威力を拡大強化する効果もあると評価した。このため彼は、各人が八紘為宇の大精神を体得したうえで、日常でそれを実践するだけでなく、相手の思想、文化、宗教、風習等も研究する必要があるとも考えた。また、彼は本構想の南方での適応に当たっては、支那事変で見られる「敵の悪辣な策動及び現地にある邦人の無節操行動」を戒めるため、「まごころ」が大事であり、特に「軍属、軍夫乃至は一般民の監督指導」を厳しくして民心獲得を図ることを目指した⁷⁰。そして彼は来るべき南方作戦で、各作戦軍戦域の特性に応じ、ニュース、写真、映画、新聞、放送、宗教、文芸、絵画等の著名人を動員し、大本営と連携して宣伝活動を遂行し、現地軍の作戦全般延いては日本の大思想戦に寄与させる宣伝戦構想を取り纏めた。

しかしながら、臨時軍事調査委員での宣伝に係る外国出張は19人中、岡村寧次少佐（16期）が6か月米国経由で欧州に行ったのみであった⁷¹。また、第八課の編成は発足当初で課長と参謀3名を含む19名であったが、昭和16年12月には課長と参謀5名を含む12名に減員され、しかも、業務遂行には民間企業の協力が不可欠であったことから短期的な実利を求める傾向があった⁷²。さらに高島、多田両参謀の著作は、第八課では「笑殺」されて顧みられなかった

⁶⁶ 同上、117-118頁。

⁶⁷ 同上、107-113頁。

⁶⁸ 同上、118頁。

⁶⁹ 同上、118、119頁。

⁷⁰ 同上、120-123頁。

⁷¹ JACAR: C03025405000、91-92画像目。

⁷² JACAR: C13070922500、「大本営陸軍部将校、高等文官職員表 昭和13年10月1日調」2画像目； JACAR: C13070923900、「大本営陸軍部将校、高等文官職員表 昭和16年12月19日調」3画像目； 山本武利「陸軍参謀本部第8課（宣伝謀略課）の興亡」『Intelligence』第22号、20世紀メディア研究所、2022年、141-142頁。

73. その状況は当時宣伝の担当者であった藤原岩市少佐が「皇軍だ、神兵だ、聖戦だと自称自尊しながら、透徹した思想戦理念、統一され一貫した思想戦の計画も実行もない無為無策、完敗状況」と評するほど理念と体制は乖離していた⁷⁴。そこで藤原は普遍的な理念のもとに公開の宣伝を重視した堂々の思想戦を展開すべきとの主張を持つに至る⁷⁵。つまり、宣伝に関する研究は陸軍全体としての重視の方針とはうらはらに個人に依存するようになっていた。

藤原の後任者である桑原少佐の構想も課内で積極的な共感を得られなかった⁷⁶。また、当時、『作戦要務令』の綱領の第1には「軍ノ主トスルトコロハ戦闘ナリ」と規定されていたほか当時、参謀本部内では戦争遂行に際し武力戦を重視する傾向があり、宣伝に関する理解に乏しいばかりでなく、それを「水商売」と称して蔑視する傾向すらあった⁷⁷。よって、担当少佐の構想は関係部署の理解が乏しく予算、編成が制約されて大幅な縮小を迫られたばかりか、宣伝班としての事前訓練も禁止され、宣伝隊長の選定にも難儀した⁷⁸。その結果、宣伝隊の任務は、現地軍の作戦全般ではなく一部を支援することに留まり、指導体制も、中央が一元的に統括するのではなく、実質、現地軍任せであり、編成に関しては参謀本部第三課及び陸軍省軍事課が、情報宣伝に関しては参謀本部第二部が、政務に関しては陸軍省軍務課が主務事項に関する連絡指導に関与するに留まった⁷⁹。

(2) 対内宣伝

新聞班は設立当初は、田中義一陸軍大臣の指導の下、新聞論調を分析した「輿論梗概」の発行、新聞を通じた広報、新聞検閲、雑誌への寄稿や兵營見学、軍事講話や特別大演習の紹介など純粋な軍事的活動の広報を行った⁸⁰。1924(大正13)年に桜井忠温といった軍人作家が新聞班長になると、例えば『肉弾』、『将軍乃木』といった軍事を一般社会、日常生活、大衆文化と結びつけた論考、小説、随筆、紀行文等を中央紙、高級雑誌、大衆雑誌、少年雑誌といった不特定多数のメディアで連載したり、例えば日活の「橘中佐」や松竹の

73 藤原『留魂録』43頁。

74 同上。

75 藤原『F機関』26頁。

76 桑原「一武人の波瀾の生涯」256-268頁。

77 同上、186頁。

78 岩上隆安「日本陸軍宣伝隊による南方地域での『宣伝戦』」陸上自衛隊教育訓練研究本部『陸上防衛』第2号、2023年、15頁。

79 岩上隆安「日本陸軍の『宣伝戦』とその実際」『軍事史学』第55巻第2号、令和元年、31頁。

80 黒沢文貴「臨時軍事調査委員と田中軍政」『国際環境の中の近代日本』芙蓉書房出版、2001年、254-261頁。

「陸軍大行進」といった大衆娯楽型軍事映画の製作に関わったりして大衆を広報の主対象とし出した⁸¹。この広報内容の大衆化は、当時の浜口雄幸内閣での陸軍軍縮圧力や柳条湖事件に伴う国民への説明所要の増大に伴うもので、1930（昭和5）年の「満二十五年陸軍記念日事業」や翌年政府内、新聞社、雑誌社や大衆に向けた国防思想普及運動に拡大した。「満二十五年陸軍記念日」には、例えば東京では4,000人による靖国神社集団参拝、映画館での日露戦争の映画放映や市内百貨店での展覧会などが行われ大盛況となった⁸²。ここでの盛況が経済効果を生んだことで、各新聞社は翌年から事業に加わるようになった⁸³。また、国防思想普及運動では、陸軍の国防思想普及委員会が「昭和五年度国防思想ニ関スル計画（大要）」を策定して⁸⁴、対象を左翼団体のみならず、政界、言論界といった知識階級や新聞記者、評論家、作家や学生に訴求対象を集中させて「反軍空気」の払拭を目指して一定の効果があつた⁸⁵。この間、昭和9（1934）年、新聞班は先の「国防の本義と其強化の提唱」を16万部印刷して官公庁や小学校に至る各学校などを通じて大衆に直接配布した⁸⁶。つまり、この段階での対内宣伝は大衆に広く訴求することに併せて、対象の重点形成もするようになった。

しかしながら、心理戦や思想戦としての講演は臨時軍事調査委員として225回のうち、岡村寧次少佐（16期）が西郷侯爵邸で「歐洲戦争ト心理戦」、京都在郷軍人会で「世界心理戦争ト吾人ノ覚悟」と題し、また前出の秦中佐が「思想戦争ト国民ノ覚悟」と題して歩兵学校、小田原郡役所、小田原中学校、水戸公会堂や名古屋国技館で講演した7回（3%）に留まった⁸⁷。

また、大衆を主対象として宣伝を行った陸軍は前述の『国防の本義と其強化の提唱』を刊行した際、そこに思想や内政、特に経済機構改革に関する主張が盛り込まれていたことから、陸軍の政治関与などとして帝国議会で取り上げられる問題となり、また経済界からも主張に対する批判を招く等物議を醸した

⁸¹ 藤田俊『戦間期日本陸軍の宣伝政策： 民間・大衆にどう対峙したか』芙蓉書房出版、2021年、120-123頁。

⁸² 同上、183-184頁。

⁸³ 同上、189頁。

⁸⁴ JACAR: C01003902000、「国防思想普及計画に関する件」。

⁸⁵ 石原豪「大正・昭和期における日本陸軍の世論対策： 陸軍省新聞班による対国内宣伝からみる陸軍の政治関与」明治大学博士論文、2021年、65-68頁（国立国会図書館デジタルコレクション）； 藤田『戦間期日本陸軍の宣伝政策』185頁。

⁸⁶ 『国防の本義と其強化の提唱』陸軍省新聞班、昭和9年10月10日発行（靖国偕行文庫所蔵）；千賀隆央「陸軍パンフレットの意図とその反響」慶応義塾大学卒業論文、平成25年、91、114頁。

⁸⁷ JACAR: C03025405000、91-92、123-124、132-153画像目。

⁸⁸。但し、それら批判も具体的に政策を立てそれを実行できない政党への国民からの不信もあり短期間に収束した⁸⁹。

(3) 対外宣伝

外地では宣伝は1928(昭和3)の第二次山東出兵での情報宣伝部や、満州事変後の1932(昭和7)年の北満宣伝班、さらには支那事変では宣撫工作の一部として取り入れられたほか、特務機関が中国各地に設置され、民心獲得のための宣撫工作を担った⁹⁰。また陸軍は1941(昭和16)年1月、支那事変の拡大と前年9月の北部仏印進駐に伴い、「援蔣ルート」の1つであるビルマ・ルート遮断の重要性が高まったことで、特務機関である南機関(長:鈴木敬司大佐)をビルマに派遣して、現地で活動させた。さらに同年9月末には先述の宣伝戦構想の試行としてF機関が、12月以降には宣伝班が南方軍各軍の指揮下に入って対外宣伝を行った。そして、例えばマレー半島ではF機関が敵将兵を帰順させたり、ビルマでは南機関によって現地住民が義勇軍を創設したり、インドネシアでは第16軍宣伝班(長:町田敬二中佐(30期))によって独立運動を誘発させる成果も挙げた⁹¹。

しかしながら、満州国での宣伝の主体はもともと満州国官憲であり、班という勢力での実行にはそもそも限界があった。しかも、当時北満は錯雑地が多く警備の間隙が多いうえに現地住民の抵抗が強く、現地の策動に対しては人心を威圧しながら、摘発を厳にする方策が採られたため、敵性勢力による抵抗が諸処で生起する反動も生起した⁹²。また支那事変拡大以降に現地で実施された宣伝も、当初から中国共産党などの強力な対宣伝活動とともに日本軍への住民の抵抗が諸処で反復され、宣伝は実地での試行錯誤を繰り返したが、さしたる成果が上がらなかった⁹³。

南機関も当初こそ数万人のビルマ独立義勇軍(BIA: Burma Independence Army)の組織に成功した。しかし、ラングーン陥落以降、ビルマでは当面軍政を布く方針を明確にした南方軍総司令部に抵抗した南機関は、1943(昭和18)年6月10日に解散となった⁹⁴。さらに宣伝戦構想は派遣直後からその実

⁸⁸ 岩上「日本陸軍宣伝隊による南方地域での『宣伝戦』」13頁。

⁸⁹ 玉井研究会「陸軍パンフレット問題と日本のマスメディア」『政治学研究』62号、2020年、256頁。

⁹⁰ 岩上「日本陸軍宣伝隊による南方地域での『宣伝戦』」2-3頁。

⁹¹ 岩上隆安「国際平和協力における民心獲得部隊の活用: 現地住民の主体的な行動引き出し策としての考察」『戦略研究28』2021年、16-18頁。

⁹² JACAR: C01002797500(6画像目); 参謀本部編『満洲事變作戦経過ノ概要二』巖南堂書店、1972年、3,4,49-122頁。

⁹³ 岩上「日本陸軍宣伝隊による南方地域での『宣伝戦』」15頁。

⁹⁴ 野村佳正『「大東亜共栄圏」の形成過程とその構造: 陸軍の占領地軍政と軍事作戦の葛

動部隊である宣伝隊内部の不平や外部からの宣伝隊批判などの問題が噴出し、政治問題化するほどだった⁹⁵。つまり、人的、物的基盤に乏しく、準備時間を与えられなかった各軍宣伝班の施策は現地で応急的、場当たりの立案されて、軍司令部、南方軍、参謀本部との連携を欠いたまま現地で実行に移される傾向を帯びた⁹⁶。現に宗教宣撫工作部長は当初具体的な構想を持っていなかった⁹⁷。また、第15軍宣伝班では放送局開設のために半年を要し、第16軍宣伝班は偶然見つけた放送局から放送を開始した⁹⁸。しかも宗教宣撫班では班員から任務実行の可能性への疑義すら出るようになった⁹⁹。さらに、現地での施策は対外的にも問題があった。第15軍宣伝班の対敵宣伝の質は低いとイギリス軍から酷評された¹⁰⁰。対内報道では一部では効果があったものの、内容に疑義を持たれるほど信憑性に疑問があった¹⁰¹。さらに民心獲得のための宣伝も幅広い手段で実施されたが効果が浸透する前に終戦となった¹⁰²。

3 臨時軍事調査委員による新機軸の活用の利点と欠点

日本陸軍は第一次世界大戦の特性を把握して、自らの変革に資するために定員外の組織として臨時軍事調査委員を発足させた。そこでは諸兵科、各部から要員を幅広く選定され、40名規模で7年間にわたって同大戦における軍事の制度、編制、装備、教育、動員や外交と軍事に係る情報を収集したうえで、計画的にそれらを分析して、成果は省内で定期的に普及したり、部外にも発信したりした。また、同委員は各種研究に基づく情報発信を行ったことで本成果が日本陸軍の体制改革の基礎となった¹⁰³。特に国家総動員はその典型としてじ後の学術研究対象にもなった。この間、要員交代があったことで調査委員は延べ120名にのぼり、原隊に戻った要員が現場で成果を普及し、自らの業務も成果をもとに見直したことで現場からの変革にも一定の効果があったと思われる。つまり、同委員の研究要領は先行性があり、普及要領も併行性がある実効的な

藤』錦正社、平成28年、121頁。

⁹⁵ 桑原「一武人の波瀾の生涯」18頁。

⁹⁶ 岩上「日本陸軍宣伝隊による南方地域での『宣伝戦』」15頁。

⁹⁷ 同上。

⁹⁸ 同上。

⁹⁹ 同上。

¹⁰⁰ 山本武利『特務機関の謀略 諜報とインパール作戦』吉川弘文館、1998年、154-56頁。

¹⁰¹ 佐藤正晴「戦時下日本の南方占領と新聞キャンペーン」『年報社会学論集』1998巻11号、1998年、185頁。

¹⁰² 早瀬晋三「日本占領・勢力下の東南アジアで発行された新聞」『アジア太平洋討究』27巻、2016年、83頁。

¹⁰³ 黒沢「臨時軍事調査委員と田中軍政」249頁。

ものだった。

他方、臨時軍事調査委員は宣伝に関しては高く評価していたものの、具体的な方策案出を研究途上として先送りした。このため、宣伝は、組織内の理解が拡大せず、予算確保が難しくなり、体制整備が停滞した。よって、陸軍としてそれを担当した新聞班の業務には当初準拠がなく、担当者の着想に依存して業務が進められた。また、体制整備の停滞により、新聞班や第八課では要員の計画的育成や資材の確保が困難になったことで、その活用は結果的に抑制された。それに伴い、第八課は短期的な実利を得られる業務を志向するようになっていった。しかも、宣伝は武力戦を信奉する参謀から「水商売」と揶揄されるなど参謀本部内で違和感を持たれた。このため、宣伝に係る研究開発や業務は、陸軍全体の期待とはうらはらに個人の資質や識能に依存するようになった。

この間、田中義一大臣や桜井忠温といった新聞班将校が宣伝の大衆化を図ったことで対内宣伝は「反軍思想」の払拭に一定の効果はあった。しかし、それは軍事の役割を超える発信を行ったことで政界や経済界から批判を受けた。また、対外宣伝では鈴木敬二、藤原岩市、桑原長、町田敬二といった将校が新たな着想で現場の変革を試みて一定の成果は出した。しかし、現場部隊はその目的や実施要領に係る上級司令部との事前調整が不十分で、上級司令部が成果を全般構想からの逸脱と判断して、じ後の成果拡張を否定した。しかも、現場の成果が日本の成果につながらなかったことは現場と上級司令部との心理的距離を延ばす結果となり、両者の連携悪化に拍車をかけた¹⁰⁴。これにより、少なくとも南方軍は「皇軍ノ必勝敵軍ノ必敗ヲ宣傳確信セシメ」るとの目標を達成できなかった¹⁰⁵。

臨時軍事調査委員は第一次世界大戦の長期化に併せて、陸軍内の幅広い人材を活用して、長期間にわたり同大戦を総合的に調査、研究したことで、国家総動員とともに宣伝という新機軸を先行的に見出した。しかしながら、同委員はその活用要領の結論を先送りしたことで、宣伝の研究開発は制約された。また、研究開発の制約は宣伝に係る参謀本部の理解をも制約して、実施体制の整備が遅滞した。その結果、宣伝隊は現場では上級司令部と緊密に連携をとれなかったばかりか、一部で出た顕著な成果も上級司令部の理解が得られずに活用が不徹底となった。

¹⁰⁴ 岩上「日本陸軍宣伝隊による南方地域での『宣伝戦』」16頁。

¹⁰⁵ 同上。

Ⅲ 「次なる戦争」準備への示唆

1 より実効的な防衛政策の見直しに必要なもの

2010（平成22）年に「基盤的防衛力構想」から決別した日本は、平成25年に安全保障戦略を策定し、令和4年にそれを見直した。その間、日本政府は官邸主導のもとで平成25年には安全保障と防衛力に関する懇談会を令和4年には国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議を設置したうえで、外交、安全保障に係る専門家により議論を行った。ここでは主として内閣官房、外務省、防衛省といった省庁からの提案を専門家が議論することでそれら提案を権威付けすることに効果があった。そして、有識者会議を設定したうえで安全保障会議を経て閣議決定するという政策決定過程の固定化することで、この方法は政策を考察する各省庁の努力を集約させる効果が見込めるため政策の質の向上にも寄与した可能性がある。

他方で、有識者会議自体には独自の調査組織や各省庁の提案を検証する組織がないため、多岐にわたる国防の課題と併せた新機軸の発掘、評価や各省庁からの提案を検証する機能は委員個人の力量に大きく依存している。つまり、新機軸を総合的、かつ先行的に見出す機能は十全とは言えない。

ウクライナ戦争を見れば、侵攻以前にサイバー戦や情報戦が開始され、戦場が無人機や衛星の監視下になっているうえに、そこでは軍隊以外の民間軍事会社が運用されている。これらを受け、同盟国である米国は既に司令部や専門部隊を編成してこれらに対応している¹⁰⁶。重ねて、有識者会議による現状の戦略意思決定要領は、政策決定過程を固定化して安定的に質の高い政策策定を可能にしている反面、各省庁からの提案を基に議論するために、委員個人が専門性を発揮したうえでその着想を幅広いものにする総合性を発揮しにくい。また、同会議は、専門的な視点で現場の事象から新機軸を世界に先駆けて見出して、評価して、さらにその運用要領を具体化して提言する先行性にも課題がある。

2 宣伝の取り込みに係る教訓の日本・自衛隊への適応

自衛法第3条第1項に規定される「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛する」という国防は、その帰趨が国家の存亡に関係するため、その準備は確かに質の高い政策に支えられて平素から安定的に進められていく必要がある。他方で、準備の対象である戦争はその時々形や姿を

¹⁰⁶ 例えば、CRS, “The Army’s AimPoint and Army 2030 Force Structure Initiative,” Updated January 31, 2022; CRS, “Defense Primer: Cyberspace Operations,” updated December 9, 2022; CRS, “Defense Primer: Information Operations,” updated December 9, 2022; CRS, “Defense Primer: The United States Space Force,”; CRS, “Russia’s Wagner Private Military Company (PMC).”

変えるので常態がない。つまり、国防の準備には常態のないものに対して、例えば常態を仮定したりしたうえで質の高い政策を案出して、しかもそれを安定的に進めていくことが必要となる。その際は、仮定如何が国家の存亡に関わることになるので、そこには慎重と熟慮が求められることになる。

先述のとおり、臨時軍事調査委員は陸軍内の幅広い人材を活用して、戦争の実状を長期間情報収集したうえで、他省庁や世論に先行して新機軸を見出して、それを評価したうえで、運用要領を研究して提言した。また、成果を部内に説明し、部外にも広報することで提言実現に係る環境醸成も併行して行い、自らの変革への速度を増大させた。その手法は換言すれば、現地情報を収集し、専門知識で分析することで、戦争の特性を総合的に考察したうえで、その対処に必要な方策を先行的に案出して提言して、実現のための環境醸成も併行的に行うものであり、実効的なものであった。

上記を踏まえ、日本は速やかにウクライナ戦争に係る調査、研究体制を整備する必要がある。その際、同委員の規模や業務実施要領は参考になるだろうが、ウクライナ戦争では侵攻前からサイバー戦、情報戦が行われ、宇宙を活用して戦場を監視し、さらに民間軍事会社が活用されていることから要員は自衛官だけではなく、少なくともサイバー、情報、宇宙分野の専門家からも選定する必要はある。しかも、現場での様相は逐次変化していくことから要員や内容も固定化させずに調査、研究の進捗に併せて適宜見直す必要がある。

しかしながら、臨時軍事調査委員は宣伝という新機軸を見出したものの、それに係る運用要領の具体化を研究途上として先送りしたことが宣伝のじ後の成果を制約した。これは、新機軸はもともと新機軸なのではなく、常態のない戦争を多方面から観察し、それを分析したうえで総合的な判断を経てそれを新機軸として認定する必要があること。しかも、認定された新機軸は、そのまま現場で活用されるわけではなく、認定に至る事実と「次なる戦争」への意義が組織内で共有され、予算化されたうえで、研究開発を経ることが必要になる。さらに研究開発に併せて新機軸を活用する体制の整備も必要ということである。つまり、これは戦争ばかりでなく、新機軸自体も当初は常態がないので、現場の事象を新機軸と認定し、その後もそれを研究し、さらに現場で活用するプロセスの必要を示唆している。また、そのプロセスを実効的なものとするためには研究開発、実施体制の整備は個別的ではなく、一体的に行うのが望ましい。

加えて、臨時軍事調査委員は宣伝という新機軸は見出したが、その部内外広報に不備があり、それを戦力化することに失敗した。しかも、これには部内の武力戦重視の思考や部外からの陸軍への軍縮圧力が環境醸成を制約したことが関係した。それを踏まえれば、新機軸戦力化のために自衛隊には今後上記の体

制整備に加えて、国防を担う組織としてウクライナ戦争から「次なる戦争」を構想し、それらについて併行的に部内外に発信して理解を獲得するような環境醸成の体制も構築すること、また政府としても安全保障の面から、自衛隊の発信を検証し、また国内外の理解を拡充する体制構築が求められていると言えるだろう。

おわりに

この今もウクライナ戦争では新機軸が生まれているのだろう。但し、それを新機軸として認定するためには、まず総合的な情報収集が必要である。次いで、それを現場で活用するためには専門家による認定以降、研究を深めて、それを現場で活用する体制を整備することも必要である。さらに、新機軸の戦力化のためには環境醸成のための体制整備も併行的に必要なになる。

また、確かに戦争はないに越したことはない。しかし、ウクライナ戦争ではロシアは国連や各国の警告にもかかわらず侵攻した。この事実は、平和は自国だけが願っても達成できないことを裏付けているように思われる。では、それは如何にすれば達成できるのだろうか。

そこでは、まず日本が武力戦に適正に対処できる準備を進めていくことは必須だろう。しかし重ねて、同戦争では従前の武力戦では括り切れない新機軸が活用されているため、それだけでは十分ではなさそうである。しかも、同戦争の事例は日々報道され、更新されている。その意味では、ウクライナ戦争の考察には、それを単なる武力戦として考察するに留まらず、新機軸を含めて考察し、それを常に問い直す態度が必要と言えよう。

次いで、日本には戦争自体を常に問い直す姿勢も必要だろう。それは、戦争自体が常に変化するため、例えば、これはそもそも戦争と言えるのか、そして、この戦争は如何なる特性を持っているのか、さらにそれは今後の日本にどのような影響を及ぼすのかといった幅が広くて、かつ視野の深い、つまり総合的な考察を新機軸の考察に併せて継続しないと、せつかくの考察が戦争自体の変化により正鵠を射なくなる危険があるためである。しかも、量的劣勢である日本の現状を考えれば、日本には防衛政策の質的向上は不可欠であり、相手に後れを取らないためには相手よりも早く新機軸を見出して、それを研究し、戦力化していく先行性の重要度は増している。いわば、ウクライナ戦争における新機軸の取り込みには、日本、自衛隊に単なる事象や技術の取り込みに留まらない総合的な対応を先行的に行うことを求めていると言えるだろう。

ここでの考察は、もとより国防の実効性向上を目指すものである。但し、サイバー戦、情報戦、宇宙戦やPMCの活用といった新機軸は、国防だけでは留

まらない影響をもたらしている。よって、本考察は国防だけではなく、例えば外交、情報、経済などといった安全保障分野、延いては現行の戦略策定要領の見直しなどに影響するとも言えるだろう。但し、ここでのウクライナ戦争の事例は現時点の公刊された資料をもとに考察しているため、今後は戦局に応じてそれを問い直すこと、また取り込み要領検討に正鵠を射るため、臨時軍事調査委員での宣伝以外での新機軸の事例も併せて考察する必要がある。

筆者紹介

岩上 隆安（いわかみ たかやす）1等陸佐 富士学校普通科部副部長
#95 幹校（防大#39）、第17普通科連隊長兼ねて山口駐屯地司令、派遣海賊対処行動支援隊司令、中央即応連隊長などを経て、現職。